第六十六条の十第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第四十七条」を「第四十六条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第六十七条の五の三の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十七条の十四第一項中「この条において同じ。）の額」を「この項において同じ。）の額」に、「この条において同じ。）で」を「この項及び第四項において同じ。）で」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十七条の十五第一項中「（以下この条）を「（以下この項及び次項」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十七条の十六第一項中「第四十一条の二十一第二項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一号」に、「この項及び第四項」を「この条」に、「同条第一項各号」を「第四十一条の二十一第一項各号」に、「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する」を「が有する法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該恒久的施設に帰せられるもの（次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第四十一条の二十一第三項から第八項まで」を「第四十一条の二十一第五項から第十項まで」に、「前項」を「第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　法人税法第百四十六条第二項（同項の表第百二十三条第二号（青色申告の承認申請の却下）の項に係る部分に限る。）及び第百四十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける外国法人については、適用しない。

二　法人税法第百五十条の二の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「取引」とする。

第六十七条の十六第一項の次に次の二項を加える。

2　外国法人が対象国内源泉所得につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業（次項において「特例適用組合事業」という。）による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における外国法人が有する法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの（第一号に掲げる国内源泉所得にあつては、当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものに限る。）で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

第六十八条の三の二第一項中「金額（以下この条）を「金額（以下この項及び第四項）に、「第五項まで）を「第三項まで）に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十八条の三の三第一項中「金額（以下この条）を「金額（以下この項及び第四項）に、「から第五項まで）を「及び第三項）に改め、同項第一号ロ中「投資信託法第四条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「、第四十二条の五第三項」を削り、「並びに第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三第六項」に改める。

第六十八条の五を削り、第六十八条の四を第六十八条の五とする。

第六十八条の三の四の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第六十八条の四　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である内国法人がこの章（次節から第二十五節までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第七十五条の三第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。）（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」とする。

第六十八条の九第二項第二号イ中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第二項」に、「並びに第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第三項、第六項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第六十八条の九に次の一項を加える。

13　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から特別税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、特別税額控除規定により当該特別税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。